

平成18年5月8日

各 位

東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー25F
株 式 会 社 ニ ッ シ ン
代表取締役社長兼執行役員 寄岡 邦彦
(東京証券取引所第一部:8571)
問い合わせ責任者:専務取締役兼執行役員 檜 垣 均
T E L : 0 3 - 3 3 4 8 - 2 4 2 4 (代 表)

内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、本日開催の当社取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

【基本理念】

当社は、「進取」「親愛」「信頼」を社是とし、人間尊重の精神に基づき、正直営業と誠実経営を行い、公正な競争を通じて豊かな社会の形成に貢献することを経営理念としている。かかる経営理念の下、多様化するお客様のニーズに対応した「トータル・フィナンシャル・ソリューション」を提供し、お客様をはじめとするあらゆるステークホルダーの方々とともに成長していくためには、内部統制システムを整備し、コンプライアンスの充実を含め、取り組むべき課題を迅速に発見するとともに、それに対し適切な対応を図ることが不可欠である。当社はかかる内部統制システムの重要性を十分に認識し、当該システムの構築・強化のために以下の事項を決議し、各決議事項について可及的速やかに実行するものとする。また、不断の見直しにより当該システムの改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を整備することとする。

【決議事項】

当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制(以下、「内部統制システム」)」に関し、以下のとおり決議する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制確立のため、以下のとおり体制を整備することとする。

- (1) 「内部統制部」をコンプライアンス担当部門とし、コンプライアンス関連規程・マニュアルの作成及び見直し、並びにそれらの全取締役及び使用人(執行役員を含む。以下、同じ。)への周知徹底等を行う。
- (2) 「内部監査部」は、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止及びその改善を行う。
- (3) 外部有識者を中心に構成される「コンプライアンス委員会」(仮称)を設置し、コンプライアンスリスク発生の予防及び事後処理について討議する。同委員会は取締役会に対し、適宜、コンプライアンスに関する施策等についての答申・提言を行う。取締役会は当該答申・提言を最大限尊重し、必要な施策等の実施に努めるものとする。
- (4) 「内部通報制度運用規程」に基づく内部通報制度により、違法行為等によるコンプライアンスリスクの極小化を図るとともに、当該規程等を適宜見直すことで、同制度の一層の有効活用を促進する。
- (5) 「教育研修部」は、「内部統制部」と連携し、コンプライアンスの全取締役及び使用人への浸透を図るため、定期的な研修を行う。
- (6) 取締役の職務執行の適法性をより一層高めるための牽制機能として、株主の信任を得ることを前提として社外取締役制度を導入することを検討する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に関する情報及び文書の取扱いについて、法令で作成・保管が義務づけられている情報及び文書の他、会社の重要な意思決定、及び重要な業務執行に関する情報及び文書等に関して、「文書管理規程」、「文書管理細則」及び「機密管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理するものとする。
- (2) 取締役及び監査役は「文書管理細則」「監査役監査基準」に基づき、これらの情報を常時閲覧することができるものとする。
- (3) これらの規程は必要に応じて適宜改訂し、又は関連規程等との調整を図るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「内部統制部」をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- (2) 取締役会・執行役員会議(仮称)は、「内部統制部」より重要なリスク情報についての報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。「内部統制部」は「コンプライアンス委員会」(仮称)に対しても重要なリスク情報を報告するものとし、同委員会は、外部有識者を中心とする独立した機関としての立場から、取締役会に対し適宜リスク管理に関する施策等についての答申・提言を行う。
- (3) リスクマネジメントの対象となるリスクの分類を行い、各リスクに関する規程の整備等、管理体制を整備し、リスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切な情報伝達、及び対応が可能な体制を構築する。ただし、リスクの分類については適宜見直しを行うものとする。
- (4) リスクその他重要事実の開示体制については、「情報開示統制に関する規程」に基づき体制を整備する。
- (5) 「教育研修部」は「内部統制部」と連携して、全取締役及び使用人について研修を実施し、リスク管理に関する個々の意識醸成を促す。
- (6) 重要な損失の危険が顕在化した場合の対応について、リスク管理基本規程等の社内規程を整備する。当該規程に基づき、代表取締役社長は直轄の対策本部を設置し、対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の経営戦略決定を受けて、効率的に職務を執行できる体制を構築し、経営・監督と業務執行の責任と権限を明確化する。

- (1) 「執行役員制度」に基づき、各執行役員の担当する業務執行及び責任の範囲を明確にするとともに、機動的な意思決定及び業務執行を担う機関としての執行役員会議(仮称)を設置することにより、効率的かつ迅速な意思決定及び業務の執行を行う。
- (2) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (3) 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた経営方針に基づき事業計画を策定し、各部門においては、当該計画の達成に向け具体的な行動計画を立案する。
- (4) 通常の職務遂行については、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、各役職員の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行を図るものとする。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、以下のとおり体制を整備することとする。

- (1) グループ共通の経営理念及び行動指針を必要に応じて適宜策定ないし見直すことにより、かかるグループ共通の経営理念及び行動指針のグループ全体への周知徹底を図ることで、当社グループにおける業務の適正の確保に努める。
- (2) 「グループ支援部」は、「内部統制部」と連携して、グループの業務の円滑化を図るとともに、「関連会社管理規程」等グループ管理に関する諸規程に従い、グループ管理体制の整備を行う。
- (3) 「内部監査部」は、定期的にグループ会社の監査(業務監査、内部統制監査等)を行うこととし、業務の適正化を推進する。
- (4) 定期的に「グループ連絡会」を開催し、グループ間の情報の共有及びグループ経営方針の統一化を図る。
- (5) グループ全体の制度として設けられている、「内部通報制度」につき、当該制度の存在を周知徹底し、有効活用 に努めることでコンプライアンスの徹底を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する専任スタッフを配置するとともに、必要に応じて「内部監査部」を中心とした関係各部門がサポートする。

7. 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する専任スタッフを配置した場合、当該スタッフに関する人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の承認を得なければならないものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する専任スタッフを配置した場合、当該スタッフは取締役の指揮命令に服さないものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた内部監査部その他の関係各部門は、その命令に関して、取締役、内部監査部長の指揮命令を受けない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 全取締役及び使用人は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 前項の報告及び情報提供の対象となる事項として主なものは、以下のとおりとする。
 - ・ 法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは当該事実
 - ・ 内部統制システムの構築状況及び運用状況
 - ・ 当社グループ各社の事業状況、監査役及び内部監査部の活動状況
 - ・ 内部通報制度の運用状況及び通報内容
 - ・ 業績及び業績予想の内容及び財務報告に関する重要開示事項の内容
 - ・ 当社及び当社グループ会社の重要な会計方針及び会計基準の変更及びその影響
 - ・ その他コンプライアンス上重要な事項
- (3) 監査役は、「内部監査部門」に対し、内部統制システムにかかわる状況とその監査状況の報告を必要に応じて適宜求めることができる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による実効的な監査のため、以下の事項を確保するものとする。

- (1) 当社は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、取締役会その他重要な会議への出席等、会社の重要情報に対する監査役のアクセス権を保障する。
- (2) 当社は、監査役が、その職務を遂行する上で必要と判断するときは、監査役会において独自に弁護士・会計士等の外部専門家を雇用できることを保障する。
- (3) 監査役会は効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議又は意見交換を行い、監査計画を作成する。
- (4) 監査役会の全ての構成員又は監査役会を代表する監査役は、当社グループ各社の代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の業務執行方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換するものとする。

以上

本プレスリリースに関するお問い合わせは下記までお願い致します。
(広報室)03-3348-2417
(IR部)03-3348-2423